## 江別市青少年善行賞表彰要綱

#### (目 的)

第1条 この要綱は、社会貢献事業、社会福祉事業、イベント事業、非行防止運動等の推進において、模範となるボランティア活動を継続的に行う青少年(団体等を含む)に対して、江別市青少年善行賞(以下「善行賞」という)を定めて顕彰し、青少年の健全育成活動の活性化と促進を図ることを目的とする。

### (善行賞)

- 第2条 会長は、青少年が個人、グループ及び団体で市内において模範となり、 また概ね3年以上の善行活動をしているものに贈る。ただし、善行活動が顕著 な場合は、3年未満であっても贈ることができる
- 2 前項の規程に関わらず、表彰を受けるべき者又は団体等が、この要綱により 既に同一の善行で表彰を受けている時は、表彰しない。ただし、前回の表彰か ら3年を経過した時は、この限りではない。

# (推薦)

第3条 善行賞は、教育機関及び所属する機関の場合はその所属長の推薦とし、 個人及びグループの場合は、自薦、他薦を問わない。

### (受賞者の決定)

第4条 善行賞は、総務部会で選考し、常任理事会で決定する。

### (表 彰)

- 第5条 善行賞の表彰については、その年の会計年度内に行なうものとする。 ただし、事情によっては臨時にこれを行なうことができる。
- 2 善行賞は、賞状等を贈る。

附則

この要綱は、平成2年9月5日から施行する。

附 則(平成17年6月3日)

この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則(平成26年5月29日)

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

附 則(平成28年5月26日)

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。